



国保だより

○令和8年4月30日現在
国保世帯数 8,979世帯
被保険者数 13,420名
保健事業 第114号
○発行
須賀川市保険給付課
電話 88-9136

須賀川市国民健康保険に加入中の方へ

令和8年8月1日から使える

資格確認書・資格情報のお知らせを7月6日に郵送します

令和6年12月から従来の保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

◆今回郵送される対象の方は次のとおりです。

「資格確認書」の郵送対象者

- ・マイナ保険証をお持ちでない方

【「資格確認書」の郵送方法】国保加入者一人ひとりに世帯主あての特定記録郵便で郵送されます。

「資格情報のお知らせ」の郵送対象者※

マイナ保険証をお持ちで、次のいずれかに該当する方

- ・70歳以上75歳未満の方
- ・令和8年7月2日から8月1日までに70歳を迎える方

【「資格情報のお知らせ」の郵送方法】国保加入者一人ひとりに世帯主あての普通郵便で郵送されます。

※70歳未満の方で、マイナ保険証をお持ちの方は、すでに交付している「資格情報のお知らせ」に原則有効期限がないため、新たに「資格情報のお知らせ」は郵送されません。
(紛失をした場合などは、再発行もできます。)

◆書類の有効期間

「資格確認書」の有効期間は、原則として8月1日から翌年7月31日までとなります。

◆高齢受給者証の廃止

70歳以上の方に交付していた高齢受給者証は、すでに廃止されており、今回郵送する「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に医療機関等窓口での医療費の自己負担割合が記載されます。

また、75歳以上の方(後期高齢者医療制度に加入の方)には、別途、福島県後期高齢者医療広域連合から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が7月下旬に送付される予定です。

令和8年度の国民健康保険税の納税通知書を7月14日に郵送します

国保税第1期の納期限・口座振替日は、7月31日(金)です。納期限までに納付をお願いします。

令和8年度の国民健康保険税率等の見直しをします

【 税率の見直しと子ども・子育て支援金分(子ども分)の新設 】

現在、国においては、都道府県ごとに国保税の水準を統一する改革を進めており、福島県内では令和11年度に国保税の税率を完全統一する方針が示されています。

令和8年度は、福島県から示された保険料率を踏まえ、税率の見直しを行います。

あわせて、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、子ども・子育て支援金分(子ども分)の保険料が追加となります。子ども・子育て支援金分(子ども分)も含めた税率は次のとおりとなります。

	所得割(%)				均等割(円)				平等割(円)			
	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分
R7年度	7.45	3.20	2.72	-	26,600	11,300	12,500	-	20,200	9,200	7,400	-
R8年度	6.41	2.86	2.32	0.30	28,000	12,300	11,600	1,400	18,200	8,000	5,800	1,000

・18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である人)の子ども・子育て支援金分の均等割額は、全額軽減されます。

また、令和7年12月に閣議決定された令和8年度税制改正大綱を踏まえて地方税法施行令等が改正されたことを受け、次のとおり見直しを行います。

【 課税限度額(上限額)の見直し 】

区 分	改正前	改正後
基礎賦課額	6 6 万円	<u>6 7 万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	2 6 万円	【改正はありません】
介護納付金課税額	1 7 万円	【改正はありません】
子ども・子育て支援納付金課税額	—	<u>3 万円</u>
合 計	1 0 9 万円	<u>1 1 3 万円</u>

【 軽減判定所得基準の見直し 】

国民健康保険においては、所得が低い世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の所得の合計(軽減判定所得)が定められた軽減基準額以下となる場合、保険税の均等割額・平等割額が軽減(7割軽減・5割軽減・2割軽減)されます。この見直しにより軽減対象となる範囲が拡大されます。

保険税の軽減割合	改正前	改正後
7 割	43万円+10万円×(給与所得者等の人数－1) 【改正はありません】	
5 割	43万円+30万5千円×(被保険者等の人数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円+ <u>31万円</u> ×(被保険者等の人数)+10万円×(給与所得者等の数－1)
2 割	43万円+56万円×(被保険者等の人数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円+ <u>57万円</u> ×(被保険者等の人数)+10万円×(給与所得者等の数－1)

- ・「給与所得者等」とは、被保険者のうち、一定の給与所得を有する方と公的年金等に係る所得を有する方です。
- ・「被保険者等の人数」には、擬制世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主)は含みません。
- ・「被保険者等」とは、国民健康保険被保険者と国保から後期高齢者制度に移行した人をいいます。

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期が近づいています 引き続き認定証が必要なときは、再度申請してください

現在、国民健康保険限度額適用認定証をお持ちの方は、令和8年7月末日が有効期限となっています。毎年8月1日が更新日となりますので、引き続き、令和8年8月以降の認定証が必要なときは、次のとおり再度申請してください。

なお、マイナ保険証を利用する場合は、限度額認定証の事前申請は不要です。

◆更新申請の受付開始日 令和8年8月3日(月)

認定は、申請した月の1日からとなります。

8月中に申請があった場合は、8月1日にさかのぼって認定されます。

◆申請手続きに必要なもの

- (1) 認定証が必要な方の国民健康保険資格確認書
- (2) 窓口に来る方の本人確認ができる書類
- (3) 世帯主及び手続きの該当者の個人番号が確認できる書類
- (4) 現在お持ちの認定証(有効期限：令和8年7月31日)

◆申請場所

保険給付課国保給付係

◆ご注意点

国保税に滞納がある世帯には認定証を交付できませんので、完納後に申請してください。

適用区分の詳細はこちら

〔須賀川市ホームページ〕
トップページ➡暮らし・手続き
➡国民健康保険・後期高齢者医療制度➡国民健康保険の給付関係
➡高額療養費の支給（国民健康保険）



国民健康保険のオンライン手続きをご利用ください

国民健康保険に関する一部の手続きについては、オンラインによる申請が可能です。ご自身のパソコンやスマートフォンなどを使って、市役所に出向くことなく、都合の良い時間に手続きを進めることができます。

【オンラインでできる手続き】

- ◆ 国保から脱退する手続き(職場で、社会保険や共済組合などに加入したとき。扶養認定されたとき。)
- ◆ 国保に加入する手続き(退職などで、社会保険や共済組合などを脱退したとき。扶養から外れたとき。)
- ◆ 非自発的失業(倒産や解雇による退職など)をした場合の国民健康保険税の軽減申告手続き
- ◆ 限度額適用・標準負担額減額認定申請の手続き(入院などで高額な医療費の負担が見込まれるとき。)
- ◆ 資格情報のお知らせ・資格確認書の再交付申請の手続き(紛失・汚損をしたとき。)

オンライン手続きの詳細はこちら

〔須賀川市ホームページ〕

トップページ➡暮らし・手続き➡国民健康保険・後期高齢者医療制度
➡国民健康保険に関する手続きのオンライン受付



令和8年度の医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の送付月と送付回数を変更します

【送付月と送付回数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療費通知										●		
ジェネリック		■			■			■			■	

※医療費通知1月末発送予定分は、令和8年1月～10月診療分となります。

なお、令和8年11月～12月診療分は、令和10年1月発送予定の医療費通知に含まれる予定です。

※医療機関から発行される領収書は、10円未満を四捨五入しているため、医療費通知の自己負担相当額と領収書の金額とが完全に一致しない場合があります。

【医療費通知】

○医療費通知…須賀川市国民健康保険に加入されている世帯に、健康や医療費に関する認識を深めてもらうことを目的として、医療費明細を「医療費通知」として送付しています。

○令和7年度は年2回、1月と3月に送付していましたが、令和8年度は年1回、1月送付のみとなります。

◆医療費控除の根拠資料としての活用

- ・医療費通知は、税申告手続きで医療費の明細書として利用いただけます。
- ・ただし、11月、12月診療分については、医療機関等からの請求を点検する都合により確定申告期間に合わせての送付ができないため、医療機関から発行される領収書等で税申告をお願いします。
- ・なお、確定申告及び医療費控除につきましては、税務署または須賀川市役所税務収納課市民税係(0248-88-9124)へお問い合わせください。

【ジェネリック医薬品差額通知】

○ジェネリック医薬品差額通知…ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許期間満了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えたときに軽減される額をお知らせする通知が「ジェネリック医薬品差額通知」です。

○令和8年度は、年4回(5月、8月、11月、2月)に送付します。

お問合せ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
須賀川市生活部保険給付課(市役所1階)

⇒資格確認書・資格情報のお知らせ、国保税について : 国保税係 (電話)0248-88-9136

⇒限度額適用認定証や高額療養費、医療費通知について : 国保給付係 (電話)0248-88-9135



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。